

# 就業構造基本調査の概要

就業構造基本調査は、昭和 31 年から 57 年まで概ね 3 年ごと（昭和 54 年のみ 2 年目）に実施されてきましたが、昭和 57 年以降は 5 年ごとに実施しており、今回は 17 回目の調査となりました。

## 1 調査の目的

就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としています。

## 2 調査期日

この調査は、平成 29 年 10 月 1 日午前 0 時現在で実施しました。

## 3 調査の範囲

### (1) 調査の地域

平成 27 年国勢調査の調査区のうち、東京都において総務大臣が指定した 1530 調査区において調査を行いました。

### (2) 調査の対象

指定された調査区のうち、総務大臣の定める方法により区市町村長が選定した抽出単位（世帯が居住することができる建物又は建物の一部をいう。）に居住する約 2 万 4 千世帯の 15 歳以上の世帯員（約 4 万人）としました。

ただし、次に掲げる者は除いています。

ア 外国の外交団、領事団（家族、随員及び随員の家族を含む。）

イ 外国軍隊の軍人、軍属とそれらの家族

ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者

エ 刑務所、拘置所の収容者のうち、刑の確定している者

オ 少年院、婦人補導院の在院者

## 4 調査の方法

この調査は、次の流れで行われ、調査世帯の 15 歳以上の世帯員又は世帯主がインターネットで回答又は調査票に記入する方法により行いました。

総務大臣 — 東京都知事 — 区市町村長 — 指導員 — 調査員 — 調査世帯

## 5 結果の推定方法

結果数値は、線形推定を行った上で、平成 29 年 10 月 1 日現在の都道府県、男女、年齢階級、単身・非単身別の人口を基準人口とする比推定によります。

## 6 調査事項

付録に掲載した調査票の調査事項のとおりです。



者の割合をいう。また、65歳以上の有業率は、65歳以上人口に占める65歳以上の有業者の割合をいう。

- (2) 新規就業者比率 ----- 現在の有業者に占める新規就業者の割合をいう。
- (3) 転職者比率 ----- 1年前の有業者に占める転職者の割合をいう。
- (4) 離職者比率 ----- 1年前の有業者に占める離職者の割合をいう。
- (5) 継続就業希望者比率 ----- 有業者に占める継続就業希望者の割合をいう。
- (6) 追加就業希望者比率 ----- 有業者に占める追加就業希望者の割合をいう。
- (7) 転職希望者比率 ----- 有業者に占める転職就業希望者の割合をいう。
- (8) 転職求職者比率 ----- 有業者に占める転職求職者の割合をいう。
- (9) 求職者比率 ----- 無業者に占める求職者の割合をいう。
- (10) 就業希望者比率 ----- 無業者に占める就業希望者の割合をいう。
- (11) 継続非就業者比率 ----- 現在の無業者に占める継続非就業者の割合をいう。

9 東京都内の4つの地域別の区分については、平成29年就業構造基本調査で総務省統計局が設定した都道府県内経済圏の区分と同一です。詳しくは、12ページ「東京都内の地域別区分」をご参照ください。

#### 10 その他

本調査は、「ふだんの」就業・不就業の状態を把握している(ユージュアル方式)ので、労働力調査などで用いている「月末1週間の」就業・不就業の状態を把握する(アクチュアル方式)統計調査と数値を比較する際は注意してください。

#### 問い合わせ先

東京都総務局統計部社会統計課労働力調査担当

電話 代 表 03-5321-1111 内線 25-631

ダイヤルイン 03-5388-2509